


転 出 さ れ る 方 へ

新住所に「**住み始めた日から14日以内**」に転入先の市区町村へ「転入届」をしてください

◆子育て（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 児童手当 <small>※豊田市での手続きに加え、転出先市町村へも直ちに請求手続きが必要です。遅れると、手当を受給できない月が発生することがあります。</small>	・本人確認書類（運転免許証等）	こども家庭課(東庁舎2階) TEL(0565)34-6966 インターネット（あいち電子申請システム）からも申請可能です。 詳細はこちらで参照できます （豊田市ホームページ） 	全支所 市民課
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費受給者証	右記窓口でおたずねください	こども家庭課(東庁舎2階) TEL (0565)34-6636	足助等

◆その他

内 容	窓 口
<input type="checkbox"/> こども園の退園	各こども園
<input type="checkbox"/> 小学校、中学校の転校（在学証明書の発行）	各小学校、中学校
<input type="checkbox"/> 自治区の異動	各区長
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125 ccまで）、小型特殊自動車（耕運機、トラクター等）の住所・標識の変更	転出先の市区町村の軽自動車税係
<input type="checkbox"/> 普通自動車、125 ccを超えるオートバイの住所・標識の変更手続き	転出先管轄の運輸支局
<input type="checkbox"/> 軽自動車、軽三輪の住所・標識の変更手続き	転出先管轄の軽自動車検査協会

*窓口についての説明

全支所…豊田市内にあるすべての支所・出張所で手続きできます
 足助等…足助支所・旭支所・稲武支所・小原支所・下山支所・藤岡支所で手続きできます
 市民課…市民課（豊田市役所南庁舎1階）で手続きできます

◎問合せ

豊田市役所	電 話：（0565）31-1212 FAX：（0565）33-2221 ホームページ https://www.city.toyota.aichi.jp
市民課 (0565)34-6768	下山支所 (0565)90-4411
旭支所 (0565)68-2213	高岡支所 (0565)53-7779
足助支所 (0565)62-0600	高橋支所 (0565)80-0077
稲武支所 (0565)82-2511	藤岡支所 (0565)76-2103
小原支所 (0565)65-2001	松平支所 (0565)58-0001
上郷支所 (0565)21-0001	石野出張所 (0565)41-2001
猿投支所 (0565)45-1211	保見出張所 (0565)48-8006
開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日	

◆ 転入届に必要なもの

<input type="checkbox"/> 転出証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認できるもの（運転免許証・パスポート等）
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書（みなしカードを含む）
<input type="checkbox"/> 特例の転出（マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使った転出）をされた方は、転出証明書が交付されません。必ずカードを窓口にお持ちになって転入の届出を行ってください。

*代理人により転入届をされる場合に必要な持ち物は、転入先の役所・役場に直接お問い合わせください

*転入後の各種助成・手当等の手続きについては、転入先の役所・役場に直接お問い合わせください

*市役所以外の手続（郵便物・運転免許証等）は、ご自分で関係機関に住所変更の届出をしてください

マイナンバーカードをお持ちの方へ

問合せ先 市民課 マイナンバーカードコールセンター TEL (0570)083-130

●**転入届の際は必ずマイナンバーカードをお持ちになって、継続利用の手続きをしてください。**

- マイナンバーカードは、転出予定日から30日又は新しい住所に住み始めた日から14日を過ぎても転入の届出を行わなかった場合、廃止となり回収させていただきますこととなります。（マイナンバーカードを再交付するには、再交付申請の手続及び手数料が発生しますのでご注意ください）
- 継続利用の手続は、マイナンバーカードの所有者本人、又は同一世帯員の方ができます。ただし、マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号の入力が必要です。継続利用の手続に必要なものは転入先の役所・役場にてお確かめください。

●**コンビニ証明書発行機能が使用できなくなります。**

- 転出届を出された後は、コンビニでの証明書発行機能が使用できなくなります。豊田市の各種証明書を取得されたい場合は市民課窓口（支所・出張所及び駅西口サービスセンターも含む）へお越しください。

住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方へ

問合せ先 市民課 マイナンバーカードコールセンター TEL (0570)083-130

●**転入届の際は必ず住基カードをお持ちになって、継続利用の手続きをしてください。**

- 住基カードは転出予定日から30日又は新しい住所に住み始めた日から14日を過ぎても転入の届出を行わなかった場合、廃止となり回収させていただきますこととなります。（住基カードの再発行は平成28年1月から行っておりませんのでご注意ください）
- 継続利用の手続は住基カードの所有者本人、又は同一世帯員の方ができます。ただし、住基カード発行時に設定した暗証番号の入力が必要です。継続利用の手続に必要なものは転入先の役所・役場にお確かめください。

印鑑登録をされている方へ

問合せ先 市民課 印鑑担当 TEL (0565)34-6733

- 豊田市で印鑑証明書の発行ができるのは、転出予定日の前日までです。印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証、窓口に来られる方の本人確認書類、転出証明書をご持参ください。
- 豊田市の印鑑登録は転出日で廃止となります。転出日が届出日以前の場合は、印鑑登録証は返却してください。転出日以降に印鑑証明書が必要な方は、転入先で改めて印鑑登録をしてください。

国民健康保険に加入されている方へ

問合せ先 国保年金課 TEL (0565)34-6637

- 豊田市の国民健康保険証が使用できるのは、転入する市区町村の転入日前日までです。
 - 転入する市区町村の転入日以降に医療機関等で豊田市の国民健康保険証を使用しないでください。使用された場合は、後日、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。
 - 転出届の際に保険証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
 - 転入する市区町村への転入日に合わせて、豊田市国民健康保険の資格喪失日を調整します。

後期高齢者医療に加入されている方へ（愛知県外へ転出する方のみ該当）

問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6959

- 愛知県後期高齢者医療広域連合が発行する保険証が使用できるのは、転入する市区町村の転入日前日までです。
 - 転入する市区町村の転入日以降に、医療機関等で愛知県後期高齢者医療広域連合が発行する保険証を使用されますと、後日、愛知県後期高齢者医療広域連合が負担した医療費用を返還していただくことになります。
 - 転出届の際に保険証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
※愛知県内の市町村へ転出される方は手続不要です。

医療費受給者証をお持ちの方へ

問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6743

- 豊田市の医療費受給者証（子ども医療費受給者証等）は、転出されると使用できません。
 - 転出してから医療機関等で豊田市の医療費受給者証を使用されますと、後日、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。
 - 転出届の際に豊田市の医療費受給者証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
※再度、豊田市に転入しても、お持ちの受給者証は再使用できません

健康診査・がん検診受診券、予防接種券をお持ちの方へ

問合せ先 （健康診査・がん検診受診券について）健康政策課 TEL (0565)34-6956

（予防接種券について） 感染症予防課 TEL (0565)34-6180

- 豊田市の健康診査・がん検診受診券、予防接種券は、転出されると使用できません。
 - 転出してから豊田市の健康診査・がん検診受診券及び予防接種券を使用されますと、豊田市が負担した健診・がん検診及び予防接種の費用を返還していただくことになります。

妊産婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方へ

問合せ先 こども家庭課 TEL (0565)34-6636

- 豊田市妊産婦・乳児健康診査受診票は、転出されると使用できません。
 - 転出してから豊田市の受診票を使用されますと、医療機関に健診費用をお支払していただくことになります。
 - 使用していない受診票があれば転出先の市区町村で交換してください。

以下の案内も参考にいただき、該当するものを手続してください

詳しくは、各窓口におたずねください

一部の手続は支所・出張所でも行えます（内容により担当課で直接手続する場合があります）


◆保険・医療（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	・各医療費受給者証	福祉医療課（東庁舎1階） 医療費受給者証 TEL (0565)34-6743	全支所 市民課
<input type="checkbox"/> 障がい者（心身・精神）医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉給付金受給者証		後期高齢者医療 TEL (0565)34-6959	足助等
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 （愛知県外へ転出される方）	・被保険者証		全支所
<input type="checkbox"/> 介護保険の要介護・要支援認定 （豊田市で認定を受けている方）	右記窓口でおたずねください	介護保険課（東庁舎1階） 認定について TEL (0565)34-6911	全支所
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 （市外の介護施設に転出される方）		保険料について TEL (0565)34-6634	
<input type="checkbox"/> 特定疾患医療給付事業受給者票 <input type="checkbox"/> 特定医療費受給者証（指定難病） （いずれも愛知県外、名古屋市へ転出される方） <input type="checkbox"/> 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 受給者票（愛知県外へ転出される方） <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	・受給者票又は受給者証	保健支援課（東庁舎4階） TEL (0565)34-6855	—
<input type="checkbox"/> B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票 <input type="checkbox"/> 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 （いずれも愛知県外へ転出される方）	・受給者票又は参加者証	感染症予防課（東庁舎4階） TEL (0565)34-6180	—

◆障がい者福祉（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	・各手帳 ・本人のマイナンバーが分かるもの	障がい福祉課（東庁舎1階） TEL (0565)34-6751	足助等
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	・手当証書（お持ちの方のみ）		
<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスの受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい児通所サービスの受給者証	・受給者証		—

◆生活

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 水道を使用している方（使用中止） ※使用中止3営業日前までにご連絡 ください	LINE・インターネットからも手続 できます。 	上下水道局料金課（西庁舎1階） TEL (0565)34-6654	—
<input type="checkbox"/> 非水洗、簡易水洗トイレ ※くみ取り券の廃止・払戻し・人数変更 の手続	・本人確認書類（運転免許証等） ・くみとり券	清掃業務課（清掃事業所） TEL (0565)71-3003	全支所 市民課

（清掃業務課：豊田市渡刈町大明神39-3）